

	契 約 係 用
○	業 者 用

令和 5 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 4 5 1

名 称 大谷地変電所事務室清掃業務

特定隨契の場合

その業者名 _____

要求課 電 気 課

(外線 896-2731)

担当者 長谷川 海里 (内線 2622)

目 次

I	一般事項	1
1	目的	1
2	履行場所	1
3	対象施設	1
4	履行期間	1
5	業務概要	1
6	清掃作業時間	1
7	費用負担区分	2
8	清掃適用範囲	2
9	提出書類	3
10	配置体制	4
11	作業回数	4
12	監督者	4
13	秘密の保持	4
14	安全の確保	4
15	電気等の節約	4
16	備品等の破損	4
17	作業実施報告書及び作業日誌	4
18	定期清掃の検査	4
19	服装及び名札	4
20	一般的な事項	4
21	業務の改善	5
22	鍵の管理について	5
23	支払い	5
24	札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力	5
25	業務の引継ぎ	5
II	清掃業務仕様	6
1	業務内容	6

I 一般事項

1 目的

大谷地変電所事務室等の適切な清掃を行うことにより、大谷地変電所事務室等を最適な環境状態に保つことともに、大谷地変電所事務室等の美観を長期にわたり維持することを目的とする。

2 履行場所

札幌市厚別区大谷地東2丁目5番1号 札幌市交通局大谷地変電所

3 対象施設

(1) 施設名

札幌市交通局大谷地変電所（事務所等）

(2) しゅん工年月日

昭和57年3月

(3) 施設の概要

	大谷地変電所（事務所等）
敷地面積	1,555.8 m ²
規 模	地下1階地上2階塔屋1階
構 造	鉄筋コンクリート造
建築面積	644.902 m ²
延床面積	1,933.350 m ²
軒 高	19.220m
外 装	外 壁：コンクリート打放し、アクリル系シリコン吹付、化粧目地切 開口部：アルミサッシ一部開閉式、複層ガラス入、ガラスブロック
内 装	床：塩化ビニル系床タイル、繊維床（一階事務室等） 壁：ビニル系クロス貼 天井：吸音板、化粧石膏ボード

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 業務概要

(1) 日常清掃

- | | |
|---------|---------|
| ア 毎日清掃 | 243回を想定 |
| イ 隔日清掃 | 122回を想定 |
| ウ 週1回清掃 | 49回を想定 |

(2) 定期清掃

10月に実施

6 清掃作業時間

日常清掃は、原則として平日（土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）の毎日8時45分から17時15分までの時間帯で、執務者の業務に支障のないよう実施する。

定期清掃は、原則休日等に行うこととし、委託者と協議のうえ作業日時を決定する。

7 費用負担区分

管理備品等の費用負担区分は次のとおりとする。その他管理上特別に必要となるものについては、別途協議する。

(1) 委託者の負担

ア 業務に必要な電気、水道、ガス料金

(2) 受託者の負担

ア 清掃用薬剤・資機材等

イ その他、業務上必要とするもので委託者が使用を許可したもの

8 清掃適用範囲

(1) 日常清掃

別紙 1 日常清掃範囲平面図 参照

ア 清掃面積

ア 1階 供用スペース		
ア)廊下	59 m ²	弹性床
イ)階段A・B	40 m ²	弹性床
ウ)男女便所	22 m ²	硬質床
エ)湯沸室	8 m ²	弹性床
オ)玄関、風除室A・B	18 m ²	硬質床
カ)ポーチ、外階段A・B	30 m ²	硬質床
イ 1階 試験センター	53 m ²	弹性床
ウ 2階 事務室(賃貸スペース)	93 m ²	弹性床
エ 2階 試験センター	126 m ²	弹性床
オ 2・3階供用スペース		
ア)廊下	59 m ²	弹性床
イ)階段A・B	42 m ²	弹性床
ウ)男女便所	22 m ²	硬質床
エ)湯沸室	8 m ²	弹性床
計	580 m ²	

イ 便器数量

1階	大便器(女子便所含む)	3台
	小便器	3台
2階	大便器(女子便所含む)	3台
	小便器	3台

(2) 定期清掃

別紙2 定期清掃範囲平面図 参照

別紙3 窓ガラス清掃範囲平面図 参照

ア 清掃面積

ア 玄関、風除室A・B、1階ポーチ、外階段A・B	48 m ²
イ 1・2・3階 廊下、階段A・B	200 m ²
ウ 1・2階 便所	44 m ²
エ 1・2階 湯沸室	16 m ²
計	308 m ²

イ 窓ガラス清掃

ガラスブロック、ドア、欄間ガラス等	113 m ²
-------------------	--------------------

9 提出書類

受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。

- (1) 業務工程表・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部（着手と同時）
- (2) 業務完了届・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部（完了と同時：1枚／毎月終了時）
- (3) 大谷地変電所事務室清掃定期作業報告書・・・ 1部（定期作業実施毎、主要部の清掃前後を写真撮影し報告書に貼付する）
- (4) 大谷地変電所事務室清掃日誌・・・・・・・・ 1枚（1枚／1日）
- (5) 労働者の労働環境に関する書面の提出

ア 業務従事者名簿（一般用）及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日までに提出すること。また労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

イ 業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

労働者（上記アの「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあっては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

ウ 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金報告書を提出すること。

エ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書

及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険事業主負担分調書を、別冊の記載要領に沿って作成し提出すること。

- (6) 上記(5)の書面での確認において疑義が生じた場合にあっては、受託者は、上記(5)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

(7) 使用資材届・・・・・・・・・・・ 1枚（着手と同時）
(安全データシート（SDS）を添付すること)

1 0 配置体制

受託者は、業務遂行のために適正な人員を配置すること。

1 1 作業回数

清掃業務仕様に定めた回数は最小限のものであり、常時状況を把握して清潔な環境を維持すること。

1 2 監督者

- (1) 受託者は、業務遂行を指揮監督するために監督者を定め、監督者が不在または事故発生時の補助者として監督代行者を選任すること。
- (2) 受託者は、監督者及び監督代行者を定めた場合は、氏名等を委託者に直ちに通知すること。

1 3 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 4 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負う。

1 5 電気等の節約

電気、水道、温水等の使用は、節約に努めること。

1 6 備品等の破損

作業の実施時に、備品及び設備等を破損し又は破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に連絡のうえ適切な処置をしなければならない。

1 7 作業実施報告書及び作業日誌

受託者は、実施した作業結果について作業実施結果報告書及び清掃日誌を提出すること。

1 8 定期清掃の検査

受託者は、定期清掃の作業終了後その実施内容を委託者に報告し、委託者の検査を受けなければならない。

この検査が不合格の場合には、委託者が指示する方法により再度作業を実施しなければならない。

1 9 服装及び名札

受託者は、作業に従事する者に常に清潔な制服を着用させ、名札をつけさせること。

2 0 一般的事項

- (1) 事務室等で特殊な業務を行なっているところでは、必ず業務を行なっている者の了解を得及び立合い等を受けて実施すること。

常に庁舎内の清潔を維持するよう責任ある清掃を行なうものとし、要求があったときは作業完了時の立合い検査に応ずること。この場合、要求があれば作業の補修をしなければならない。

- (2) 作業の遂行時、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて実施すること。
- (3) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了時、施錠及び火気処理を確認し不用な照明を消灯すること。
- (4) 作業終了時、椅子及び屑入れ等は所定の場所に戻しておくこと。
- (5) 清掃作業に使用する洗剤、はく離剤及び樹脂ワックス等は、良質のものを使用し事前に委託者へ届け出ること。また、委託者が使用中止あるいは変更の必要があると判断した場合は、その指示に従うこと。
- (6) 拾得物は、直ちに委託者へ届け出ること。
- (7) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止に努めること。

2.1 業務の改善

受託者は、業務の実施にあたって委託者が不適当であると認める事項については、ただちに業務改善の措置を講じなければならない。

2.2 鍵の管理について

委託者から借り受けて使用する鍵類については適切に管理し、鍵借用書を提出すること。
また、委託者鍵管理簿に必要事項を記入すること。

2.3 支払い

支払いについては、12回払いとし、1円未満の端数が生じた場合は、その初回(1回目)に支払うこととする。

支払い金額については、契約金額に下記の比率を乗じた金額を支払う。

支払比率（現行）					
4月	7.5%	8月	7.5%	12月	7.5%
5月	7.5%	9月	7.5%	1月	7.5%
6月	7.5%	10月	17.5%	2月	7.5%
7月	7.5%	11月	7.5%	3月	7.5%
合計		100%			

2.4 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」(別添)を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

2.5 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の受託者から実地による実務的な引継ぎを受けること。
- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出する。
- (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記(2)の資料等、新規の受託者に対し、実地による実務的な引継ぎを行うこと。
- (4) 業務引継の詳細・実施期間等については、委託者と協議して定めること。
- (5) 引継に係る費用は受託者の負担とする。

II 清掃業務仕様

1 業務内容

(1) 日常清掃

作業場所	作業内容		作業回数
2階 事務室	床の清掃	ほうき及び化学処理モップを用いて 土、砂、埃を取り除く (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	1回／2日
	紙屑処理	紙くず入れの内容物を処理する	
	塵払い	塵払いを行う	
1階 試験センター 2階 試験センター	床の清掃	ほうき及び化学処理モップを用いて 土、砂、埃を取り除く (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	1回／週
	紙屑処理	紙くず入れの内容物を処理する	
	床の清掃	ほうき及び化学処理モップを用いて 土、砂、埃を取り除く (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	
玄関ホール 風除室A・B	扉・間仕切り等清掃	風除室A・Bの扉、ガラス及び間仕切りガラスを拭きあげる	1回／2日
	マット除塵	床マットの土、砂、埃を取り除く	
	塵払い	窓枠の塵払い	
	床の清掃	ほうき及び化学処理モップを用いて 土、砂、埃を取り除く (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	
ポーチ 外階段A・B	塵払い	階段の手摺りの塵払い	1回／2日
	床の清掃	ほうき及び化学処理モップを用いて 土、砂、埃を取り除く (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	
1・2・3階 廊下 1・2・3階 階段	塵払い	階段の手摺りの塵払い	1回／2日
	床の清掃	ほうき及び化学処理モップを用いて 土、砂、埃を取り除く (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	
2階 湯沸室	拭き掃除を行う	(汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	毎日
	紙屑処理	紙くず入れの内容物を処理する	
	茶がら処理	茶がらを処理し、容器を水洗いする	
	流し台等清掃	流し台とその周辺を清掃する	

作業場所	作業内容		作業回数
1階 湯沸室	床の清掃	拭き掃除を行う (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	1回／2日
	紙屑処理	紙くず入れの内容物を処理する	
	茶がら処理	茶がらを処理し、容器を水洗いする	
	流し台等清掃	流し台とその周辺を清掃する	
1階 男女便所 2階 男女便所	床の清掃	拭き掃除を行う (汚れが激しいときは、水拭きまたは中性洗剤で拭きとる)	毎日
	紙屑処理	紙くず入れの内容物を処理する	
	洗面台清掃	洗面台を清掃し、鏡の汚れを除く	
	便器清掃	便器を適正洗剤で清掃する	
	衛生消耗品補給	トイレットペーパー、石鹼等を補給する	
ごみ収集	1・2階の便所、2階の湯沸室部分		毎日
	2階の事務所、1階の湯沸室部分		1回／2日
	1・2階の試験センター		1回／週

(2) 定期清掃

作業場所	作業内容		作業回数
1・2・3階 廊下 1・2・3階 階段	床面洗浄・ワックス仕上げ	床面を洗浄し、ワックス仕上げをする	
玄関ホール 風除室A・B ホーチ 外階段A・B	床面洗浄	床面を洗浄し、汚れを拭き取る	
1・2階 給湯室 1・2階 便所	床面洗浄	床面を洗浄し、汚れを拭き取る (給湯室は、ワックス仕上げをする)	1回／年 (10月)
1・2階 内・外窓	窓ガラス清掃 (各室欄間 ガラス、ガラス フックを含む)	ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して窓用スクイジーで汚水を除去する ガラス面の隅の汚水を拭き取る ガラス面のサッシをタオルで拭き取る	

(3) その他

上記以外の事項でも、現場の状況に応じて委託者が清掃管理上、必要と認める事項についても作業を行なうこと。

1日のごみ排出量は約 0.5 m³で古紙、缶、びん、資源化ごみ、生ごみに分別業務敷地内の指定のごみ保管庫に保管すること。

庁舎内には常時 20名、来庁者は4~5名である。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_{RO}』」の実現を目指してまいります。

2 基本的 方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

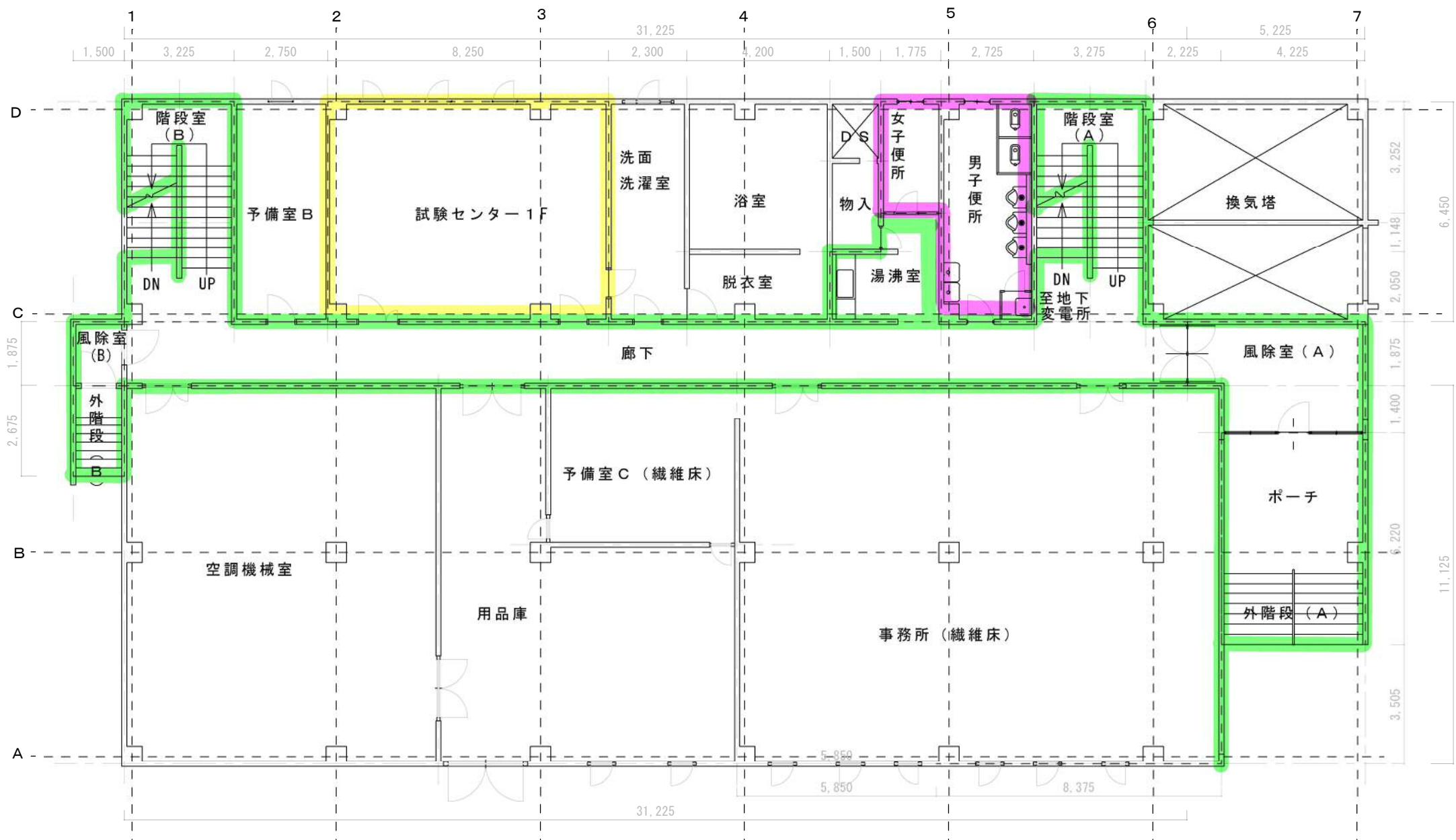
令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

日常清掃範囲平面図

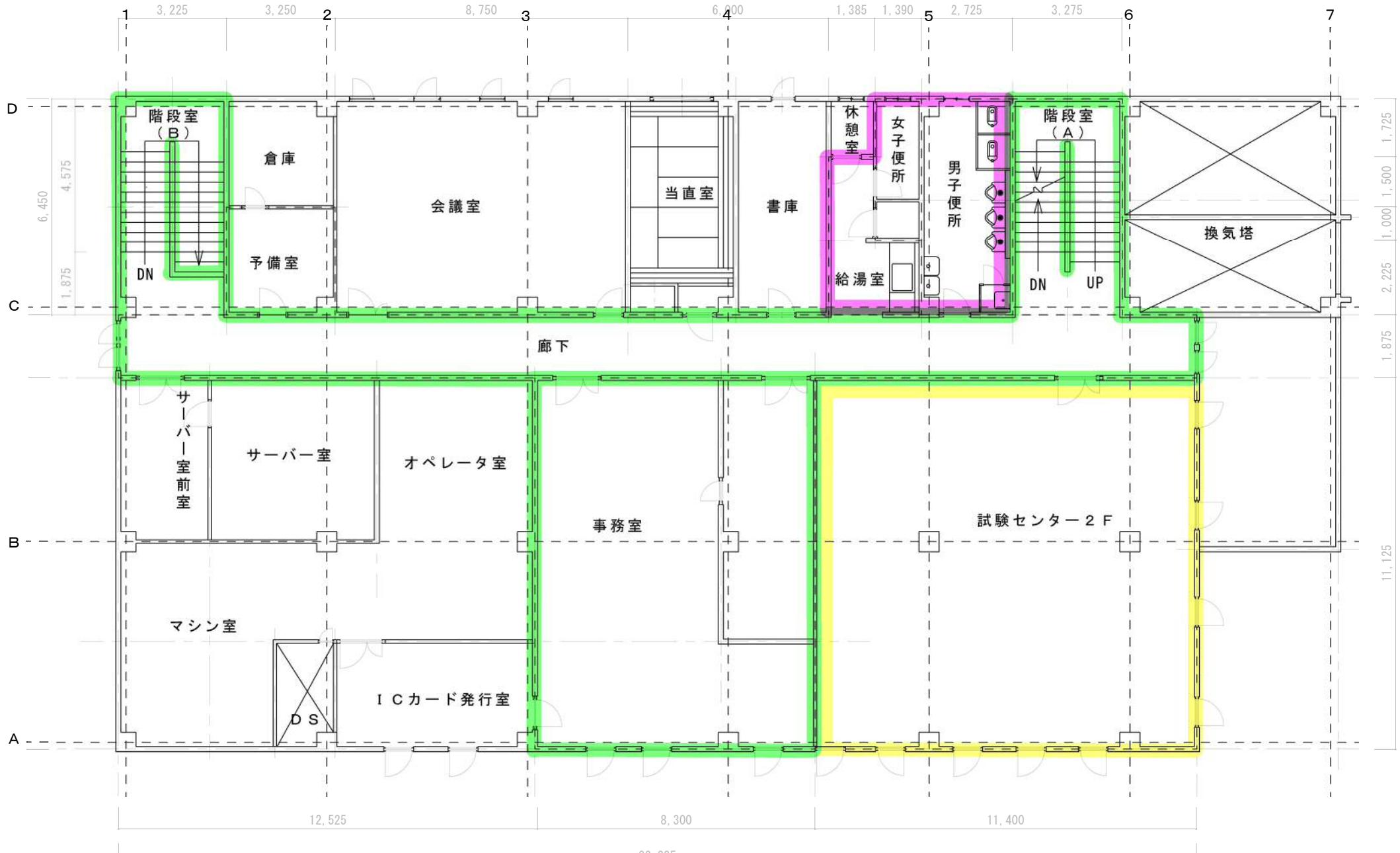
別紙 1 - 1



大谷地変電所 1階

日常清掃範囲平面図

別紙 1 - 2



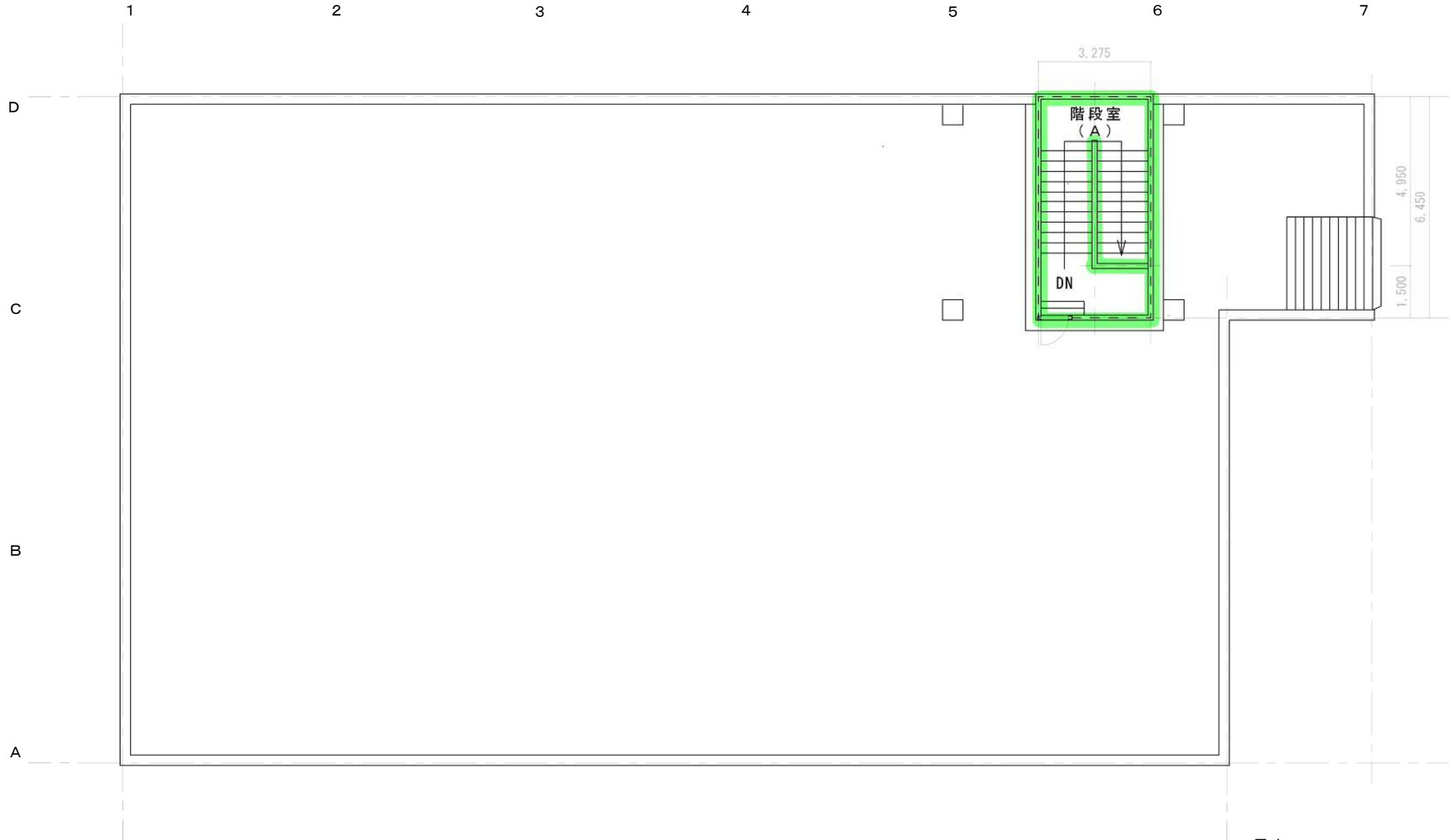
日常清掃

毎日 1回／2日 1回／週

大谷地変電所 2階

日常清掃範囲平面図

別紙 1 - 3



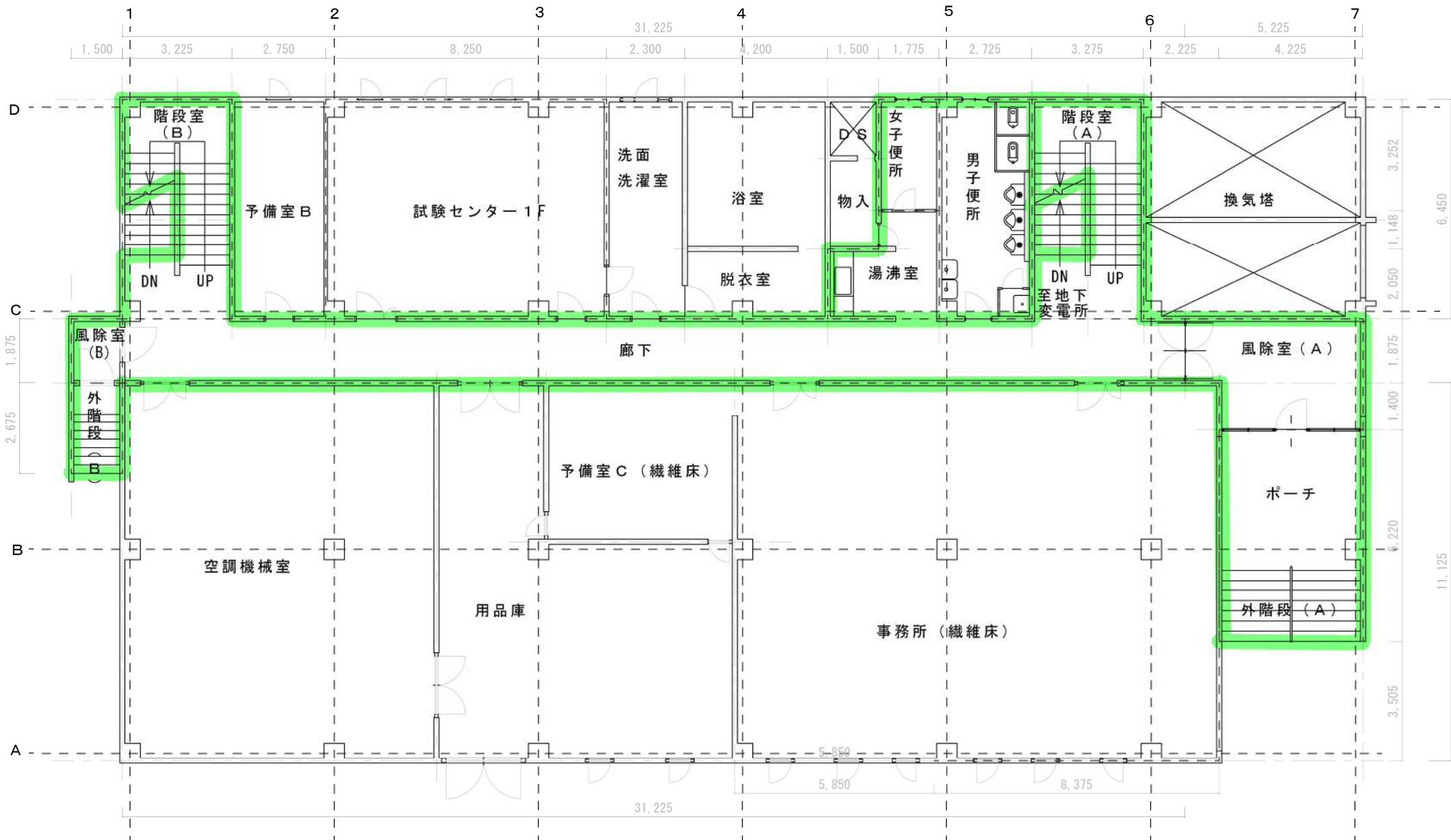
日常清掃

毎日 1回／2日 1回／週

大谷地変電所屋上階

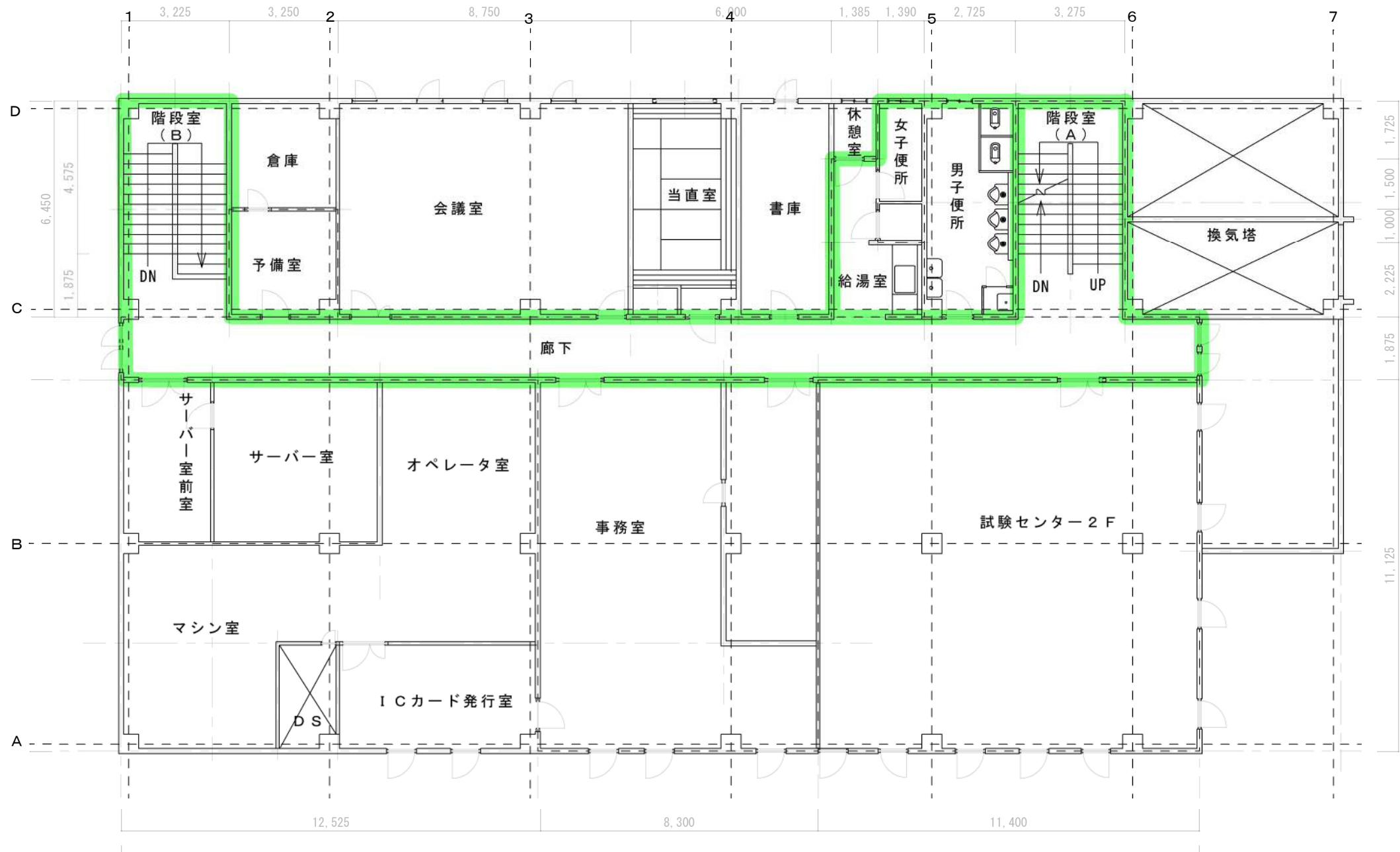
定期清掃範囲平面図

別紙 2-1



定期清掃範囲平面図

別紙 2-2

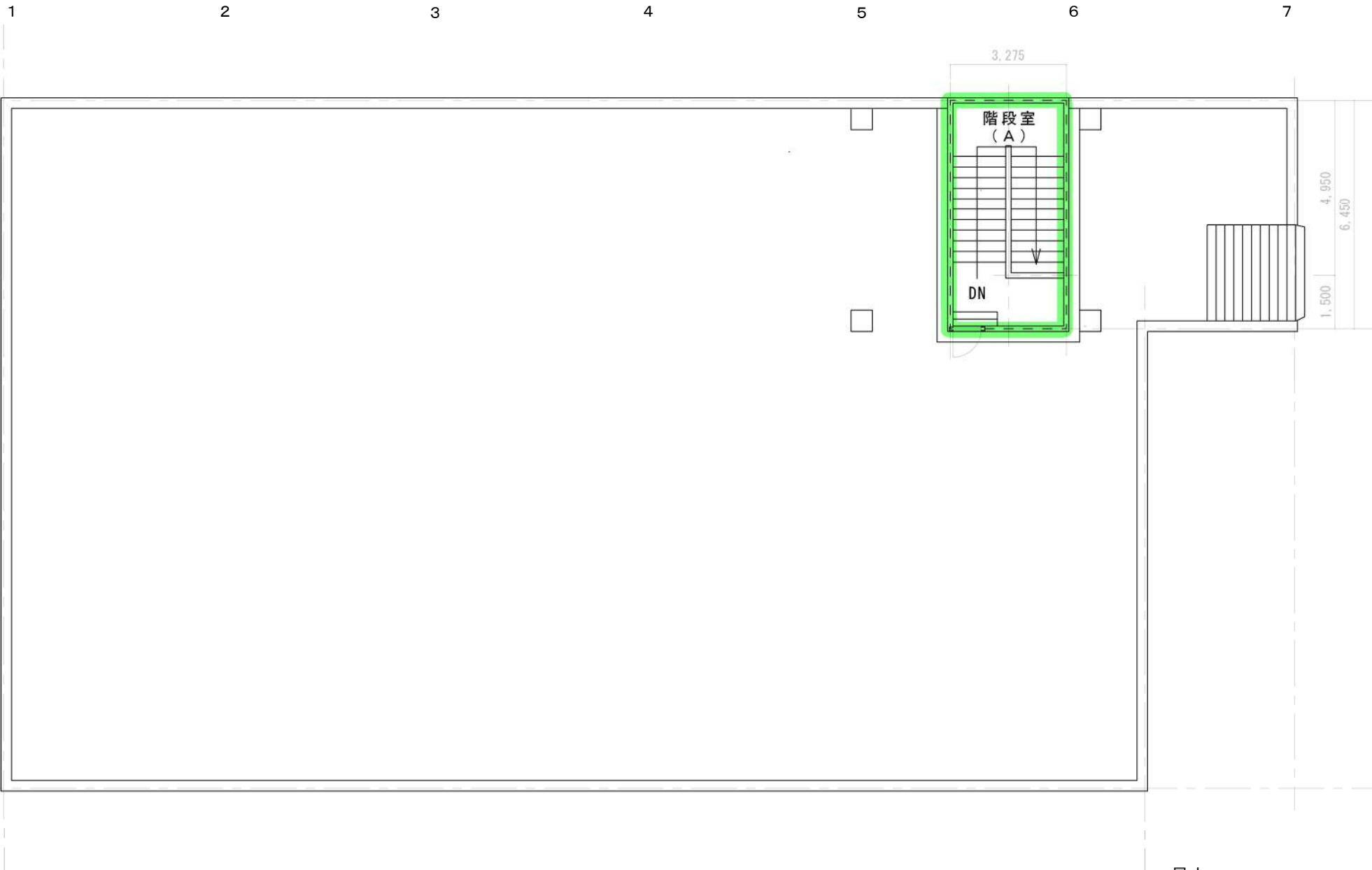


定期清掃
1回／年

大谷地変電所 2階

定期清掃範囲平面図

別紙 2-3



定期清掃
1回／年

大谷地変電所屋上階

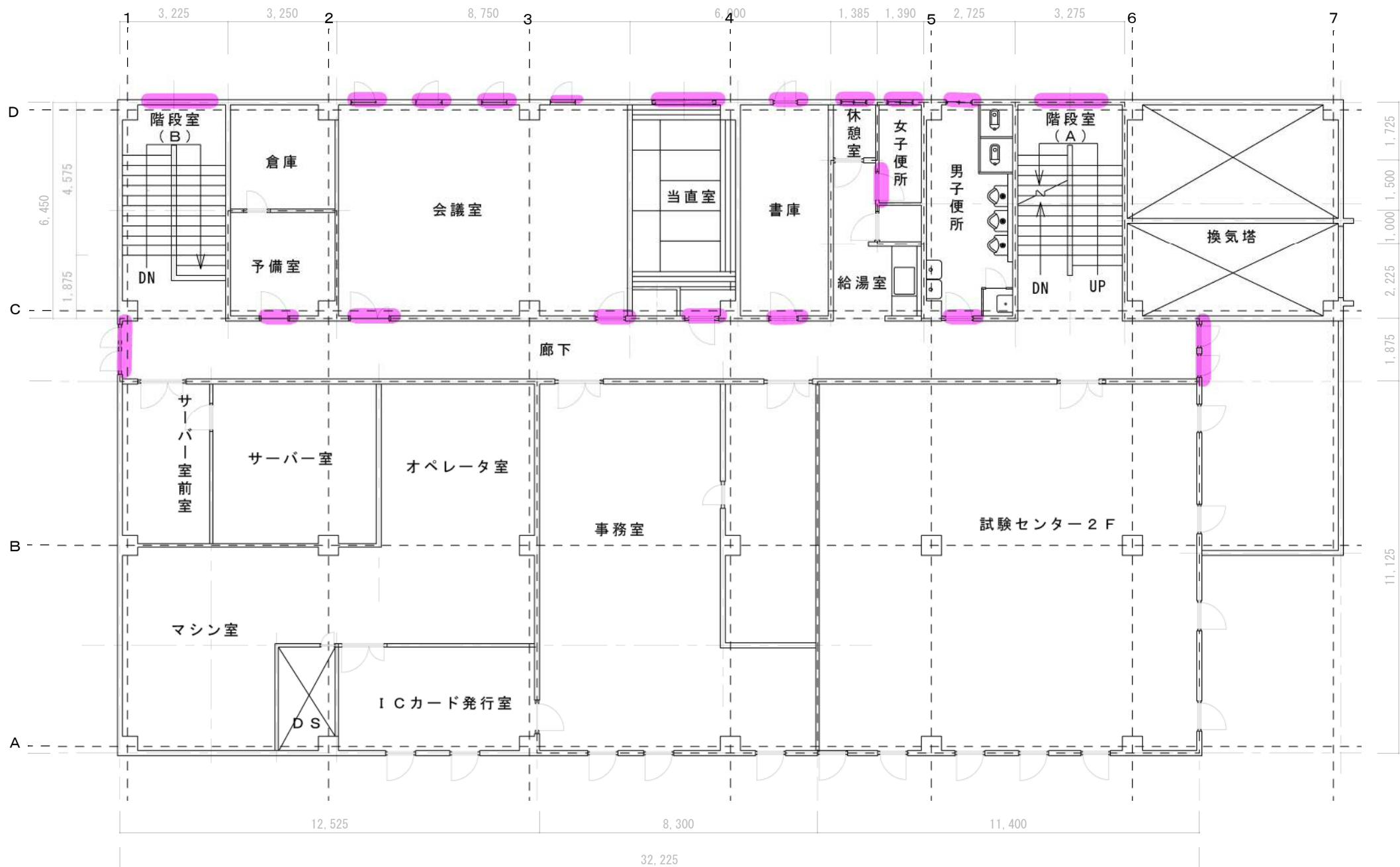
窓ガラス清掃範囲平面図

別紙 3-1



窓ガラス清掃範囲平面図

別紙 3-2



窓ガラス清掃
1回／年

大谷地変電所 2階

業務委託－第9号様式

業務工程表

年　月　日

札幌市交通事業管理者

交通局長

受託者 住 所
　　　　　商号又は名称
　　　　　職・氏名 印

業務名 _____

履行期間 着 手 年 月 日
　　　　　　完了 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

工程表

業務委託－第13号様式

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住 所

受託者 商号又は名称

職・氏名

印

業務名

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

受付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

令和 年 月 日

札幌市交通局事業管理者

交通局長

様

受託者名

大谷地変電所事務室清掃定期作業報告書

	作業箇所	作業内容	実施日	備考
1階	玄関、風除室A・B			
	ポーチ、外階段A・B			
	廊下			
	階段			
	給湯室			
	便所			
	窓ガラス			
2階	廊下			
	階段			
	給湯室			
	便所			
	窓ガラス			
3階	踊り場			
	階段			

上記のとおり、定期清掃を完了しましたので報告します。

令和 年 月 日 () 曜日

電 気 課 長	電 力 係 長	担 当

会社名
代表取締役 印
作業従事者

大谷地変電所事務室清掃日誌

(毎日・1回/2回・1回/週)

業務従事者名簿(一般用)

(あて先) 交通局長

住 所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

(印)

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事(常駐)する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

氏 名 (雇用年月日)		年 齢	雇用契約上の所定労働時間等			社会保険の 加入状況		備 考 (資格等)
1			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
2			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
3			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
4			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
5			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
6			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
7			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
8			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
9			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		
10			日 : 時間	週 : 時間		健康 保険		
			※所定労働時間が法定(注)を超える場合の適用制度 (变形労働時間制 ・ 監視断続的労働)			雇用 保険		

(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間(原則として、一日につき8時間、一週間ににつき40時間)を意味する。

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

業務従事者配置計画書

通常の業務日1日当たりの労働者の配置計画を報告します。

→ 労働時間(所定内)

→ 労働時間(時間外)

→ 監視・断続的労働

休憩時間

業務名

従事者No.	従事者区分 (A・B・C)	1日の労働時間等 (単位:時間)																									
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	労働時間	休憩時間
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
A・B・C																											
		合 計																									
時間帯別従事者人数 (1時間単位で記載)		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計	複数労働者でローテーションを組んでいる場合は、業務従事者名簿(様式1)により報告したすべての労働者について記載する必要はありません。
A																											
B																											
C																											
合 計																											

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

年 月 日

業務従事者健康診断受診等状況報告書（一般用）

(あて先) 交 通 局 長

住 所

受託者 商号又は名称

代表者氏名

印

下記1の業務に日常的に従事（常駐）している労働者（「業務従事者名簿（様式1-1）」により報告した労働者）の労働安全衛生法に基づく健康診断について、当該年度（昨年4月～本年3月）の受診状況を下記2のとおり報告いたします。

記

1 業務名 _____

(※業務履行期間： 年 月 日～ 年 月 日)

2 健康診断受診状況

氏 名	社会保険の加入状況		健康診断受診状況	備 考
	健 康 保 保 険	雇 用 保 保 険		
1			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
2			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
3			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
4			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
5			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
6			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
7			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
8			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
9			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	
10			<ul style="list-style-type: none"> ・受診済み（ 年 月 日） ・受診予定（ 年 月頃） ・受診なし ※備考欄に理由を記載 	

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務従事者支給賃金状況報告書

業務従事者名簿で報告した労働者の

年 月に支給した支給賃金状況を次の表のとおり報告します。

商号又は名称

業務名

作 成 者

(連絡先

)

業務従事者			所定労働時間(実績)				1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給 合計③ (①+②)	月～月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働時間を超えている場合の手続等			給与A ①	給与B ②			雇用 保険	健康 保険	
									その他	精皆勤・家族手当					
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 () 円							

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式4

業務従事者			所定労働時間(実績)				1月の 所定 労働 日数	基本給形態 (金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)		月支給 合計③ (①+②)	月～月末 までの 賞与等	社会保険 加入状況		備 考		
No.	年齢	区分	日	週	月	※左記の時間が法定労働 時間を超えている場合 の手続			給与A ①	給与B ②							
									基本給	通勤手当							
									その他	精皆勤・家族手当							
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									
ア 40歳未満 イ 40歳以上 65歳未満 ウ 65歳以上	A B C					・変形労働時間制 ・監視・断続的労働 ・その他 ()		月給・日給・時給 ()円									

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

業務費内訳書

(あて先) 札幌市交通事業管理者

住 所

報告者

商号又は名称

印

【作成(担当)者 :

連絡先Tel :

】

業務名

(内 訳)

項目		金額	摘要	要
直接業務費	直接人件費その1 (①)	円	・日常的に従事する業務従事者の給与(基本給、所定内手当)及び賞与の額 ・『①の金額 ≒ 「 <u>様式1-2(業務従事者賃金支給計画書)の合計額(Aの金額)</u> 』となるよう作成	
	直接人件費その2 (②)	円	・①に掲げた業務従事者の所定外賃金(時間外手当、夜勤手当等) ・臨時的に投入する業務従事者(①に掲げる者以外)に係る給与	
	直接人件費計 (③=①+②)	円		
	直接物品費 (④)	円	業務従事者が本業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用	
	その他直接業務費 (⑤)	円	直接人件費又は直接物品費に属さない直接業務費	
	計 (⑥=③+④+⑤)	円		
業務管理費	業務従事者に係る法定福利費 (⑦)	円	・業務従事者に係る社会保険の事業主負担金経費 ・「 <u>直接人件費その1(①)の金額の記載があるにも関わらず、当該項目に金額の計上が無いものは不可。</u> 」	
	業務従事者に係る健康診断経費 (⑧)	円	労働安全衛生法等に基づく業務従事者の定期健康診断に係る費用	
	教育・訓練費 (⑨)	円	業務従事者に係る教育・訓練費用	
	その他業務管理費 (⑩)	円	受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用で、⑦から⑨以外の経費	
	計 (⑪=⑦+⑧+⑨+⑩)	円		
一般管理費等	一般管理費 (⑫)	円	直接業務費及び業務管理費以外の経費で受注者が企業を維持運営していくために必要な経費	
	その他費用 (⑬)	円	上記一般管理費に属さない不可利益等	
	計 (⑭=⑬+⑫)	円		
合計 (⑮=⑯+⑰+⑱)		円	<u>入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた額)と一致</u>	

※1 入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額)に対する内訳額を、上記項目に沿って記入してください。

※2 金額は総価又は月額のいずれかであり、入札等方法にて指定されたもので記入してください。

※3 次の事項に該当した業務費内訳書は記載内容に不備があるとみなします。

- (1) 合計額⑮が、入札書記載金額(契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額)と一致しないもの
- (2) 「直接人件費その1(①)」の項目に金額の記載があるにも関わらず、「業務従事者に係る法定福利費(⑦)」に金額の記載がないもの
- (3) 値引きと称して△〇〇〇、〇〇〇円とするなど、減額の額を計上しているもの(1万円未満の端数調整を除く。)
- (4) その他内容に疑義があるもの

業務従事者賃金支給計画書（年額用）

様式1-2-2

業務費内訳書(様式1-1)の「直接人件費その1(①)」に記載した金額に相当する業務従事者の支給予定賃金等について、次の表に基づき配置予定の業務従事者毎に記載してください。なお、定期清掃等臨時の業務従事者や代替要員は除きます。

業務名

従事者No.	年齢区分	従事者区分	所定労働時間			1月の所定労働日数	基本給形態(金額)	月支給額内訳 (時給・日給は月額合計)	月支給合計③ (①+②)	年間			社会保険の加入	
			日	週	月					年間給与④ (③×12月)	賞与等⑤ (年間支給額)	年間給与総支給額 (④+⑤)	雇用保険	健康厚生年金
			給与A ①	給与B ②	基礎給			その他		精皆勤・家族手当				
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							
	40歳未満 40歳以上 65歳以上	A・B・C					月給・日給・時給 ()円							

■労働条件に係る事項 ※この様式を複数枚作成するときは最初のページに記載してください。

※就業規則・雇用契約書を基準とし記載してください。

ア 通常の正規労働者の1日の所定労働時間は()時間/日である。

イ 通常の正規労働者の1週間の所定労働時間は()時間/週である。

ウ 通常の正規労働者の1月の所定労働日数は()日/月である。

合計	A	B
	労災保険対象額	内雇用保険対象額

社会保険料事業主負担分調書(年額用)

様式 1－3－2

業務名: _____ 年 月 日時点(予定) _____

加入健康保険名: _____

従事者No.	標準報酬月額	健康保険	介護保険	厚生年金	子ども子育て拠出金	合計		年合計	備考
	事業主負担分 保険料率 ⇒	()%	()%	()%	()%				
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
	給与						×12ヶ月		
	賞与等						×1		
						計	C		①
労災保険料	対象賃金額()円(様式1－2－2のAの額) × 事業主負担金率()/1000 =								②
雇用保険料	対象賃金額()円(様式1－2－2のBの額) × 事業主負担金率()/1000 =								③
						合 計	D		①+②+③

※作成にあたっての注意事項

- 1 作成にあたっては、【業務費内訳書(様式1－1)の業務従事者に係る法定福利費の金額⑦】 ≥ 【合計額(Dの額)】となるよう作成すること。
- 2 労災保険料の事業主負担分の金額(②の額)の記載のないものは不可
- 3 直近の保険料率表又は保険料額表を添付すること。

令和5年度

業務名 : 大谷地変電所事務室清掃業務

積 算 内 訳 書

金

円也

令和5年度

業務名 : 大谷地変電所事務室清掃業務

金

円也

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	適用
業務委託費		式	1			
小計						
消費税 10 %						
合計						